

令和7年度町政懇談会議事録

- 1 日時 令和7年10月8日(水)9:30～11:30
- 2 場所 加須市 キャッスルきさい
- 3 出席者 伊澤町長、平岩副町長、森副町長、館下教育長、横山復興推進課長、大浦戸籍税務課長、中野農業振興課長、藤本建設課長、住民生活課渡邊主幹、志賀健康福祉課長、木幡教育総務課長、秘書広報課高橋課長補佐、建設課松原支援員(13人)

4 町民出席者 32人

5 町長あいさつ概要

今年度の町政懇談会では、町の復興状況を始め、特定帰還居住区域における立入規制緩和のほか、営農や学校再開に向けた取組状況、令和8年度町税の課税の方向性について説明し、皆さんからのご質問やご意見をお伺いするとともに、意見交換を通じて、今後の町政運営に活かしてまいりたい。

○町の復興に向けた主な取組について

1)町の復興状況について

駅東地区では、商業を中心とした賑わいを形成するエリアとして整備を進めており、役場庁舎北側の公設商業施設でイオン双葉店が8月1日にオープンした。

町体育館跡地には、公設商業施設として居酒屋・カフェ・鉄板焼きの3店舗の整備を進めており、令和8年春のオープンを目指している。町内の生活環境が大きく向上し、町に賑わいをもたらす中核になるものと期待している。

駅西地区では、良好な住宅地を形成するエリアとして整備を進めており、昨年6月には、えきにし住宅全86戸が完成し、現在75戸に入居されている。今後は、えきにし住宅の西側にある町有地で造成工事等を進めており、住宅の分譲地を想定した利活用を進めていく。

通所・訪問介護サービス等の提供を目指した「複合的福祉サービス拠点」の整備を令和9年度の開業に向けて進めており、昨年2月に開所した双葉町診療所とともに、皆さんの関心が最も高い医療・福祉分野を更に充実させていく。

2)住宅の確保について

昨年度から町内の住宅再建を促進するため、住宅の取得・修繕等に係る費用のうち、福島県の支援策と併せて、新築住宅の取得で上限800万円、中古住宅の取得または修繕等で上限300万円を補助している。

町の現住人口を更に増加させるため、本年6月に町内への民間賃貸住宅の誘致を目的とした建設費補助制度を創設し、申請の受付を開始している。

今後とも町内の居住人口の増加に拍車がかかるよう、住宅の確保に努めていく。

3)特定帰還居住区域について

通行証の申請や所持がなくとも特定帰還居住区域に立ち入りが可能となる「立入規制緩和」について、下長塚、三字、羽鳥行政区の対象区域においては、令和7年11月4日に実施する方向で調整を進めている。「立入規制緩和」が進むことは、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた大きな前進であり、下長塚、三字、羽鳥行政区の対象区域において、令和8年度内の避難指示解除が実現できるように今後も取り組んでいく。

昨年12月から実施している第2回目の帰還意向調査の結果を踏まえて、特定帰還居住区域の見直し作業も進めている。

国が示した「2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるように避難指示解除の取組を進めていく」という方針を実現できるように今後とも国や関係機関との協議を進めていく。

4)営農再開の状況について

避難指示が解除された下羽鳥・長塚地区のほ場整備事業、上羽鳥の基盤整備事業、中田地区の養液栽培施設整備事業など、各地区におけるハード整備が着実に進捗している。

水稻の実証栽培を長塚字谷沢町や新山字天王下地内で実施しており、出荷制限の解除に向けた取組も進めている。

今後は、農業の基盤整備と担い手への集積を通して、営農再開に向けた取組を加速させる考えであり、営農する個人や法人への支援制度の創設を検討していく。

5)町内の学校再開について

昨年度に「双葉町新学校施設整備基本計画」を策定し、「認定こども園・義務教育学校」を令和10年4月に開園・開校することを決定した。現在は、施設整備の基本設計を進めているところであり、町民の皆さんも利用することを想定した地域に開かれた学校、子供たちと共に学ぶことができる新たな学びの場を創設することを目指している。

カリキュラムについては、0歳から15歳までの保育・教育に対応し、幼少期から外国語や異文化に親しむ活動を取り入れるなど、特色がある学びが展開できるように検討を進めている。

6 説明

- (1)町の復興状況について (横山復興推進課長)
- (2)特定帰還居住区域の立ち入り規制緩和について (中里住民生活課長)
- (3)特定帰還居住区域復興再生計画の改定について (中里住民生活課長)
- (4)営農再開の状況について (中野農業振興課長)
- (5)学校再開の取組について (館下教育長)
- (6)令和8年度町税の課税の方向性について (大浦戸籍税務課長)

7 懇 談

(長塚一 女性)

町長をはじめ、職員の方たちの町の復興に対し、ご尽力いただいていることに感謝申し上げます。9月のお彼岸に寺内前霊園に行ったときの話で、三ノ宮の道路で他所から来た方が反対から来た軽自動車とすれ違うことが出来なくて脱輪したそうだ。その方はトヨタのアルファードに乗っていて、宮城ナンバーだった。私は熊谷ナンバーだったので「地元の人じゃないのですか」と声をかけられた。その際、何かの機会にお墓に入るところが狭いので広げてもらうことは出来ないか、それが無理なら用水路に蓋をかけていただくことはできるか要望してほしいと言われた。それが一つ目の要望である。それから、古いお花を新聞紙に包んで持ち帰ろうとしたとき、その方が来て「とにかく素晴らしいお墓であり、眺めもよくトイレも水道もある。ただ、その古いお花を捨てるゴミ箱がないのか」とそのことも質問されたので、10月の町政懇談会で要望するとお答えした。この2点を要望する。8月の広報にお墓参りのマナーとあり、そこに書かれていたのが供物は持ち帰ること。お花も持ち帰りを書いてあったが、花を持ち帰るというのは出来なくて実行していない。お線香も火を点けないで上げている。古いお花は新聞紙を持って行き持ち帰っている。でも、よそから来た人たちは、素晴らしいお墓なのにゴミ箱がないことがとても残念だと言われていた。入り口の道路と花を捨てるゴミ箱の以上2点を要望する。

(住民生活課渡邊主幹)

道路の件は現地確認をして対応を検討したい。古い花の墓地からの持ち帰りの件は、現在は広報ふたばに記載したとおりで、鳥獣の被害など盛んにニュース報道されているが、そういった観点からも大変申し訳ないが持ち帰りをお願いしている。花については、担当が検討していると聞いたところではあるので、動きがあれば町ホームページ又は広報ふたばにてお知らせする。現状は今説明したとおりであるのでご了承いただきたい。

(長塚一 女性)

よろしく願います。

(三字 男性)

検討と言うが、以前から議員を連れてお願いに行っている。納得いかないと思っていたのは、生花を上げてすぐ取って持ち帰るという文面である。わざわざ双葉町に行き、親兄弟がいるお墓に花を上げて手を合わせたら、その生花を持ち帰り下さいと文面に書いてある。それは常識的におかしいと感じた。生花と交換した枯れた花は持ち帰る、それは分かるがゴミ箱を作るのであれば、花だけ入る入り口のゴミ箱を作れば、他の物は捨てられないと思う。枯れた花だって周りに捨てていく双葉町民はいない。しかし、このことは他町村の人たちには周知されていない。だからといって、我々がその人たちに花は上げないでくれなんて言えない。そういうことも考慮してもらいたい。

(伊澤町長)

花をすぐ持ち帰るとするのはおかしいと思うのは理解できる。お墓参りに来た人の感覚からすればあり得ないことである。結局はその枯れた花の処分の仕方だと思う。ご指摘があったことに対処できるように検討する。

(三字 男性)

検討ではなく、計画して決めてもらいたい。遠くから行って花をパーキングなどで捨てると、今は「一般家庭ごみは捨てないで下さい」と書いてある。そこに双葉町民が平気でポンポン捨てていたら、これはおかしい話である。全体的なことを考えたら町で設置する前向きな方向で考えていただきたい。

(下条 男性)

前回の懇談会の時に草刈りの件についてお願いしたところ、予算に入れていただいたということで聞いている。ありがとうございます。作業者がいなくて苦勞されているという事で、自分で作業したいと思うが、出来れば役場で機械と混合油をセットにして貸出しにすれば助かるので検討をお願いする。

(藤本建設課長)

機械は、今年度新しく3台購入した。燃料も付けてセットで貸出すような段取りをしている。リモコン式の草刈り機も今年度中に1台用意して貸し出しできるようにする。

(下条 男性)

よろしく願います。私は機械の操作方法を分かっているが、分からない方が借りることも考えられるので、事故の無いような操作方法等を貸すときに説明していただければと思う。

(郡山 男性)

何点か質問させていただく。

今日のこの資料、皆さんに説明していただいたが、この場でこれを理解して質問するまでにはならない。これだけ細かい資料を急ぎ足で説明されて、理解出来たという人は少ないと思う。資料は遅くても町政懇談会前には出来ていると思うので、その時点で郵送していただきたい。懇談会まで勉強して分からないことや疑問に答えるというやり方も必要だと思う。資料についての質問はほとんど無かった。説明された中で、立入規制緩和の地図の赤い部分だけが11月4日に解除になるのか、広いエリアのピンクの所はまだということか。資料だけだとわかりにくい。前もって見たが少し工夫していただきたい。郡山であれば台地区であるとか台ノ前地区であるとか、地名がある。この資料の書き方も町民が理解できるように形で資料作成をお願いしたい。資料の件は以上である。

2点目、今回新たに農業再開しようとしたときに町で補助金を出すとあった。町外で始めようとしている方はどのようになるのか。双葉町は帰還困難区域だから帰れない。今住んでいるところで土地を借りてでも農業再開したいという方についても対象となるのか。新たに始める人だけが対象となるのか。すでに始めている方でも対象として見てくれるのか教えていただきたい。

3点目は、要望活動である。町から国又は東京電力に要望活動をしている。東京電力に今年の1月

に要望を出して、東京電力から回答が来たのが5月23日だった。双葉町から出した要望というのは難しい問題を出していたのか。以前は回答がなかった。前回からお願いして最近はや望活動が載るようになった。町を知る方法としては、ホームページや広報誌である。可能な限り要望活動に関して、どんな要望をしたのか載せて欲しい。各種要望している事を新聞等で読んでいる。しかし、どんな要望を出しているのか内容がわからない。今日説明された施策も初めて聞く言葉がある。双葉町役場がいろいろなことに取り組んでいることはわかるが、町民がそのことを理解できないでいることが非常に寂しい限りである。要望を出して回答があれば必ず載せて、要望を出したことに對し回答が無ければ催促する。そのようにやって欲しいと思う。1番の関心事は賠償の問題である。町長が以前から言われているように、8月30日に解除したのだから最低でもそこまでの賠償について、原子力損害賠償紛争審査会としてどう回答するのか、回答無しなのか、検討するのか、検討しないと回答したのか、どんな回答がきているのか載せていただきたい。戻った住民は先ほど88人と説明があった。双葉町に居住している199人の中で元の双葉町民は半分以下になってしまった。一番に心配なのはやはり放射能である。放射線量がどの程度になったら解除するのか。勝手に決めた年間積算線量20ミリシーベルトで解除するのか。我々が住んでいたときの毎時0.05マイクロシーベルトとまで言わないが、年間積算線量1ミリシーベルト以下にして欲しい。今後該当するところについても、自宅から20m入り込んだ分については除染するとの説明していた。山はほとんど汚染されている。私も怖くて山に入り状態を見ることは出来ない。山には当然入れないのは分かっているが、それ以外でも自宅の前に行き、放射能が怖くて戻っている。今は直接影響があるということはないかもしれないが、放射能の影響というのは出ないとも限らない。ぜひ、備えるところもよろしくお願ひしたい。

(伊澤町長)

町政懇談会の資料の事前郵送については、ギリギリの状況で資料作成に携わっているということもあり、町民の皆さん全員に配布するのは厳しい。前後はするが、ホームページへの掲載や、広報紙と一緒に送付することは可能だと思う。

農業再開もしくは新たに農業を始めた方の補助の対象に関しては農業振興課長から説明をさせる。

要望に関して内容は広報紙等である程度お知らせしているが、全部ではない。要望書の内容を要約して皆さんにお示しするようにしたい。

年間積算線量20ミリシーベルト以下で帰還困難区域の避難指示解除、この件については、避難指示解除3要件があるので皆さんもご存じだと思う。放射線量に関しては双葉町だけではなく、先行的に避難指示解除したところも解除の要件に年間積算線量20ミリシーベルト以下というのがある。現在双葉町の特定復興再生拠点区域、中野地区の避難指示解除準備区域、町の15%が避難指示解除になっている。特に、中野地区の産業交流センターにモニタリングポストがあり、私も行くたびに確認しているが、先ほど井上さんから言われた毎時0.05マイクロシーベルトの値を示している。全部を調べてい

るわけではないが、おおよそ毎時0.05マイクロシーベルトを示している。双葉駅を中心とした、特定復興再生拠点区域、こちらにもモニタリングポストを設置してあるが、避難指示解除した町内のモニタリングポストの値は、年間積算線量1ミリシーベルト以下、毎時0.23マイクロシーベルト以下の値になっているのが大半である。もっと下がらなくてはならないが、よりゼロに近いような線量に低減させるという取組は、今後ともしっかりとしていきたい。住民の皆さんが戻っているエリアに関しては、年間積算線量20ミリシーベルトである毎時3.8マイクロシーベルトという場所はない。放射線量は低減化されているということである。一方で、帰還困難区域にはホットスポットがあるのは承知している。震災当時は何十マイクロシーベルトとか、何百マイクロシーベルトというエリアがあった。震災か14年と半年が経過して、線量計で測ってみると、3分の1とか4分の1ぐらいまで低減している。今後線量の高い場所が特定帰還居住区域に認定された場合には、当然除染をする。除染の効果は、大体70%~80%の低減率で、線量に関してはクリア出来る部分が出てくる。線量がどうしても下がらない場所も出てくる。フォローアップ除染や、線量を下げる取組を国に交渉してやってもらうような現状である。私の答えられる範囲でお答えをさせていただいた。農業の補助に関しては、農業振興課長に説明をさせる。

(中野農業振興課長)

避難先で農業をやりたいという方への支援はあるのかということだが、福島県で、避難先で農業を再開したいという方向けの補助事業を行っている。現時点で、町民の方も数名利用していて、避難先で営農再開されている方もいる。補助事業を活用している方もだんだん少なくなっている傾向があるが、避難先については県の補助事業を利用してもらう。町では双葉町に戻って営農再開したいという方向けの補助事業を考えている。

(下長塚 男性)

先ほどの営農のことで質問するが、昨年、南相馬市で212カ所のため池の除染が施工され、完了したと新聞報道があった。双葉町、浪江町も営農開始するが、浪江町は請戸地区が水田の構造改善が着々と進んでいる。双葉町も琵琶迫は、除染したと記憶しているが、茗荷沢、羽黒沢、下条頭首工、目迫頭首工、中田頭首工、これは全く手付かずの状態ではないかと思う。双葉町には537町歩の田んぼと135町歩の畑があり、中間貯蔵施設、郡山、下条、葉ノ木沢で大体50町歩、中野中浜両竹で50町歩くらい無くなった。まだ430町歩ほど水田として残っている。将来、双葉町の耕地水田として残すのか残さないのかお聞きしたい。アンケートがきたが、これはあくまでも畑地にして耕作することだが、畑地を何年借りるのか、畑地から原状復帰して返すのか何も書いていない。農地法3条の規定で、なぜ賃貸借契約を結ばなかったのか。農地法3条であれば、賃貸借期間を定めることが出来て、賃貸借が終わった場合、元の状態に復帰して地主に返すという項目がある。民法162条、民法163条があるが、これは10年間ないし20年間貸し続けた場合は、農家の取得物件がなくなる。10年なんてすぐである。避難して15年経過している。賃貸借契約を締結して仮に次5年か10年に1回ずつ、地主の権利を確認すれば要件に当てはまらないが、貸したままだと民法162条163条で地主の所有権が無くなる

いう法律があるので、その辺はどうなるのか。今回のアンケートでは貸すように書いてあるが、私はまだ返答していない。なぜ農地法3条許可でやらないのか。もう1つ、一反5,000円の5,000円の小作料、なぜ5,000円なのか。固定資産税が1,000幾ら、請戸川土地改良区で1,700円くらい払っている。ほとんど固定資産税と請戸川土地改良区で無くなってしまふ。今まで小作をやってきたが、今年も28万円ほど小作料を払っている。借りているので東電賠償があり、支払っている。一反一俵ということで、震災前に契約したので今も支払っている。なぜ5,000円なのか回答をお願いします。

(中野農業振興課長)

5点質問があったが、町内の将来的な話で、1つ目がため池について。町内には、中間貯蔵施設を除いて66カ所のため池がある。営農再開するにあたり、請戸川水系請戸川土地改良区からきている大柿ダムの水以外にもため池の水も使用していたと思われる。町としても66カ所のため池については除染する考えでいる。帰還困難区域にあるという事情もあり、設計だけ進めている。ため池周りの除染が進めば、ため池の水を1回抜いて泥出を取るという形で進めたいと考えている。すぐには出来ないので、数十年かかるかどうかになるが、進めて参りたいと考えている。

2つ目が、下長塚で畑を借りたいという農業法人がいる。基盤整備をそのまま進めた場合、転作という形で水田の体裁をして野菜を植える畑として進めたい。下羽鳥、長塚でやっているほ場整備は完全に畑地化した整備を考えているが、それ以外については、水田として元に戻せるようにしたい。今後、基盤整備の設計が入った段階で、地権者と内容を確認しながら進めていく工程になる。その際に協力いただける地権者に集まっていただき、設計等を見てアドバイスいただければと思う。

3つ目は、民法上の賃貸借の話である。今回の下長塚の土地も他の基盤整備も、賃貸借ではなく管理耕作になる。難しい言葉で、特定作業受委託契約になる。中身については、あくまでも経営の主体は地主であり、そこで作業する農業法人が作業を受託する。賃貸借ではなく作業受委託になる。先ほど言った農地法3条許可云々には当てはまらないので許可不要になる。あくまでも経営主は土地所有者の体裁にしている。東京電力の賠償は、賃貸借を結んでしまうと営農の方の填補賠償が切れてしまふが、作業受委託であれば販売利益の差額のみだけ賠償を受けるということになるので、基盤整備が整った時点で賃貸借に切り換えたいと思うが、それまでの間は、管理耕作という形で進めていきたいと思っている。基盤整備が終わった後に賃貸借ということで、事業者と地権者の直接契約ではなく、農地バンクというのがある。農地中間管理機構である福島県農業振興公社でその役割を担っているが、公社が一旦地権者から土地を借りて、公社から農業法人に貸し出す形になる。賃借料については公社から地権者に支払われ、間違いなく賃料は支払われるという担保を得られる。賃貸借については10年から15年以上の長期にわたり、土地所有者の方に長い目で見てもらい、安心してもらうという流れになっている。今後基盤整備が進んだら、その話もしたいと思っているので、詳細は説明会などに参加いただければと思う。

最後になぜ小作料が5,000円なのかという質問。先に始まった所で設定された金額が大体一反あ

たり5,000円になっている。双葉町では営農再開が進んでいないので、相場感というのが形成されていない。そのため、近隣市町村の相場を参考に一反あたり5,000円とした。5,000円としているが、繰り返しになるが、中間管理機構の農地バンクを使った賃貸借に切り換えると、地域に対して協力金が支払われる。その地域で、例えば農業の担い手の方に8割以上集積するという事がまとまれば、地区の方に一反当たりいくらという金額で支払われるので、それを賃料に当てるという考え方も出来る。地区、地域の方で検討いただいてどう振り分けるかということも可能。ほ場整備をした場合には、事業の一環で賃料の10年分を前払いもできる。事業によっては、小作料の5,000円に上乗せできることもあるので、地区、地域の方で検討いただきたい。

(伊澤町長)

私から補足のため池の除染についてお話する。中野課長が何十年か要する可能性があると言明したが、そのような考えは町としては持っていない。今回の特定帰還居住区域復興再生計画というのは、2020年代で双葉の家に戻りたいという意味表明をしている方に戻ってもらうような国としての方法を示したものである。農地に関しても、それに準ずる考えでやっていかなくてはならないと思っている。農業再開について、水利の問題、大柿ダムから水を引いている双葉町エリアはかなりある。これは双葉町と浪江町、南相馬の小高区で請戸川土地改良区という組織があるが、残念ながら双葉町の場合、その水利がかかっている部分というのが帰還困難区域になっている。国としては避難指示が解除してない中での取組というのはなかなか難しいということで、回答を貰っていたが、先日、自由民主党の東日本大震災復興加速化本部の谷本部長が来られたときに、農業関係の国の役人の方たちも来られたので、その際に、より早い水利の確保をと申し出した。

(下長塚 男性)

以前、物別れのような感じで会合が終わったが、もう一度会合はあるのか。アンケートを返答して終わりなのか。

(中野農業振興課長)

前回の会合は、1月末に産業交流センターでやらせていただいた。その時に、基盤整備とほ場整備についてのお話と、担い手の候補になっている農業法人の紹介をさせていただいた。その話を元に、今回のアンケートでどうしますかという内容である。あらかじめ提出いただいている、西内さんが出していただけるとほぼ終わりとなる。その内容を踏まえて、今後担い手の方と話をし、基盤整備と管理耕作について、どのタイミングでできるかわからないが、またやりたいと考えているので、そのときはご参集いただければありがたい。

(下長塚 男性)

了解した。

(下条 女性)

新学校施設整備基本計画の避難所計画で、障害を持っている人が利用することについての質

問。先ほど説明でフリーなスペースとあったが、障害は精神障害、知的障害、肢体不自由など様々な障害のある人たちがいるので、それに対応できる個室、もしくは仕切りで対応してもらうことはできるのか。現在は加須市にいますが、双葉町に滞在しているときに災害に遭う可能性もゼロではないので、どのように対応するのか。学校以外の町の中で避難になった際に利用できる場所があるのか。

(館下教育長)

資料でも検討中と説明したが、これから建設する施設には避難所としての役割も持つような施設であることが必要と考えている。学校教育の施設であるが、避難所としても使えるように協議している。災害のときに、町民も含めてその学校に車で避難してくる。グラウンドも駐車場として使えるよう検討中である。数日間、避難生活ができるような設備ということで考えている。

(森副町長)

教育長から説明があったが、複合的福祉サービス拠点を作っている。この施設を避難所にするというところまでは進んでいない。設計を考えているところである。今後、学校、福祉サービス拠点、他にも公共施設を作っていくので、避難所にするという検討を進めている。ある程度形になったら説明できると思うので、もう少しお待ちいただきたい。

(下条 女性)

障害というのは、人それぞれ違うのが現状である。よく検討していただきたい。

(郡山 男性)

基本的な法律論から始める。災害対策基本法、第5条。そこには、町民の、生命、身体、財産を保護することになっている。原子力災害対策特別措置法にも定められている。その観点からいうと、双葉町は町民の生命、身体及び財産を現在保護されているのか。私が当時町長のときは果たせなかった。伊澤町長になってから、どのように町民の権利を守られていたのかお示してください。関連する話で2012年3月7日私と当時の平岩副町長と、第一原発に入った。前年の12月16日に、当時の総理である野田総理が突然、事故の収束宣言をしてしまった。現場を預かる双葉町にはそんな相談は一切なく、突然に事故収束の宣言を発出してしまった。それに対して確認しないといけないという思いで、第1原発の重要免震棟に入った。そこで待機していたのは、小森明生常務以下、高橋所長。小森常務に対し、事故の収束はしたのかと聞いた。双葉町の安全確保協定上の検査に入ったからで、小森常務は「法律上は収束していません」と答えた。それはビデオテープでも撮っている。その後、双葉町では、本件の事故収束は確認しているのかしていないのか、はっきり答えていただきたい。もう1つ放射能の問題で言うと、原子炉等規制法の中に一般公衆は年間積算線量1ミリシーベルト書かれている。解除要件の年間積算線量20ミリシーベルトというのは法律にない。なぜ法律にない年間積算線量20ミリシーベルトで避難指示を解除してしまったのか。原子力災害対策マニュアルにもない。後付のいい加減な作り話です。双葉町としては、本当に復興に、舵をとることに条件が整っているのかどうか。その辺もあわせてお答えいただきたい。これは町民の権利に関わること。

(伊澤町長)

災害対策基本法第5条、町民の生命、身体、財産を保護する、その件につきまして町としてそれをしっかりと取り組んでいるかという質問と、2012年3月に第1原発に入構したときに、野田総理が事故収束というふうな発言があったが、当時の町長の権限として入構して、当時常務だった小森常務に「収束したのか」と聞いたら、「収束していません」という発言だったということと、あと、避難指示解除要件の3要件のうちの1つの年間積算線量20ミリシーベルト。この3点でよろしかったか。

(郡山 男性)

はい。

(伊澤町長)

災害対策基本法第5条の生命、身体、財産を守るということに関しては、町としてできる限りそれを取り組んでいると思っている。さらに、2012年の事故収束発言の件については、当時の小森常務が「収束していない」と発言したことに、私もうっすらと記憶がある。もしそうならば、当時の総理大臣の発言というのは何だったのか、その辺の確認をしっかりとしたいと思う。年間積算線量20ミリシーベルトの解除要件だが、後付だという指摘があった。解除するときには後付というよりも、最初からその部分に関しては国からしっかりと明示をされていた。先行的に避難指示解除した各自治体もその要件で、避難指示解除したと考えている。年間積算線量20ミリシーベルト、毎時3.8マイクロシーベルトというのは解除要件であり、私としてはそれ以下であることが望ましいと思っている。先ほど特定復興再生拠点区域内の現在の線量は、毎時0.23マイクロシーベルトをほとんどがクリアしているという話をした。国の避難指示条件は条件として、我々は我々として、線量を低減させる取組はしていると思っている。補足で、平岩副町長が当時の町長と入構し、その現場に立ち会っているのでその時の見解も含め、話をさせる。

(平岩副町長)

2012年3月7日、町長に同行して第1原発に立ち入り調査を行った。今話があったとおり、当時の小森常務からは、原発事故の方は収束していないという発言があったことは私も記憶している。現在、廃炉作業の方が進められているが、事故の収束との関係を、今後町の方でも東京電力に対し、廃炉措置の進捗を見ながら確認していきたいと考えている。

(郡山 男性)

再質問する。事故収束を私は確認していないので、それ以降、全く現存しない空想の世界にあるということである。賠償問題も含めすべてにおいて、この原発事故は騙されている。普通の交通事故であれば、交通事故の加害者は被害者に対し、元通りにして返すのが事故の扱いである。ところが、今回の東京電力の原発事故において、農業再開にしても何にしても、全部町民が苦勞させられているような仕組みに置かれている。本来は町長も苦勞する必要はない。町民から文句言われるようなことは言

って来させるなよと言っているだけで、役場職員も汗かく必要ない。町民も汗かく必要ない。黙って元通りにしてもらっていい。それまでの費用は賠償として、或いは賠償が終われば補償として、原発事故で補償という言葉はもう語られていないが、賠償の後には補償がある。そして最終的に、元通りになって初めて示談を交わして、そこで事故が終わる。今やっているのは東電に騙されて、町が肩代わりして、東電の事故の後処理をさせられている。これは、福島県庁も非常に悪質な県民に対する裏切り行為をしている。福島県もしょうかりやれと。避難させない政策を佐藤雄平知事が取ってしまった。「俺は、県民を避難させたくないんだよ。県外に出したくないんだよ。」と彼は直接話している。原子力災害法、或いは災害対策基本法第5条のいわゆる住民の保護、身体生命財産の保護することに対して、彼が目的を誤って裏切った。避難解除の3要件なんていうのは後付けだ。内閣府、被災者生活支援チームは、後付けの組織。私の裁判で裁判長は、判決文の中に書いてあるのは、「事故時の法律を引用している」と書いている。事故後の法律を引用するとは書いていない。判決文の中に、事故時の法律を採用しますと言ひ、平成24年の改正された、改悪された法律は使っていない。これ不遡及の原則という。ここにいるみんなすべて我慢させられて現在いる。町長に何とかしていただきたい。町長はできるはずだ。町の代表、町民代表だから、町民を我慢させない町長になっていただきたい。

(伊澤町長)

私も賛同できる部分もあるが、すべてというわけではない。原子力災害、福島第1原子力発電所の事故の原因者というのは、東京電力であることは紛れもない事実である。国の原子力電気政策大綱という施策があった。原子力発電、原子力エネルギーの推進というのも、国が舵を取っていたのもこれも事実だと思っている。事故の原因者と国として、その政策を進めた責任という部分であれば、東京電力も国もその責任は負わなくてはならないと考えている。現状は生活していかなければならない。双葉町の住民の皆さんは、今でも全国43の都道府県300以上の市町村に避難を強いられている現状は変わっていない。大半の方が、未だに避難中である。常に声を上げていかなければならないと思っており、国の要人の方が来られたときにその話は必ずしている。一番納得してないのは、原子力損害賠償紛争審査会の取組である。ひと月10万の賠償が、福島原子力災害の賠償団の最高裁までの判例で平成30年まで延長になった。水平展開ということで、いち早く町と議会と連名で、その取組をするように、国、東京電力に申し入れ水平展開がなされたというのも事実である。被災をされた住民の皆さんの被害実情実態というのは、個々によって違うということを申し上げている。原子力損害賠償紛争審査会はその対応をしなくてはならない。双葉町は平成30年ではなく、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された令和4年8月30日までは、賠償の判断をしなくてはおかしいということも申し上げた。残念ながら、そのことに関して、原子力損害賠償紛争審査会の会長は、我々の申し出に対しては答えることはなかった。令和4年8月30日以降、帰還困難区域を抱えている住民の皆さんに関しては、もっと先までその取組がされるべきだろうと思っている。期日に関しては、国、原子力損害賠償紛争審査会と交渉するにあたり、ひとつの指標として、町として取り組んでいるのが実情である。未だに戻ることができない方たちのために、町として取り組んでいくべきことだろうと考えている。国の司法立法行政の三権分立の中で、裁判所で判断を下してしまうと、それを覆すことは非常に難しい状況になるというこ

とは、皆さんご存じだと思う。被災の実態実情を国の方に話をし、どう東京電力の方に理解してもらうか、判断をしてもらうかという取組は、なかなか進んでいないというのも実状である。私は、諦めずに皆さんの代弁者、代理者として取り組んでいくということしか、ここでお話することはできない。申し訳ないがご了承いただきたい。

(郡山 男性)

町長の意見も分からないわけではないが、町執行部と議会がある。議会は町民代表、町長も町民代表、この二代表制の中で、議会の方でもっと町民と一緒にこの問題に突っ込んでいただきたい。原子力損害賠償紛争審査会の問題も非常に不満であり得ないと思っている。原子力損害賠償紛争審査会の最初の構成委員の構成、シナリオを作ったのは東京電力である。それを経済産業省が作ったように言っているが、この事故の後のことは、東京電力のシナリオのとおりになって、我々が苦勞させられるようになっている。議会の方に私も働きかけますが、執行部も1人で責任を負うのではなく、議会と二面で立ち上がっていただきたい。このまま原発事故は終わったと町民に思ってもらいたくない。実際は終わっていない。不幸な面だけを押し付けられている。幸せになることは遠慮しないほうがいいので、全力でやっていただきたい。

閉会 11時30分